

きびしん学資積金《すくすく》

【平成24年8月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●学資積金《すくすく》
2. 販売対象	●大学就学前の子弟を家族に持つ個人
3. 契約期間	●3年以上10年以下
4. 払込 ①払込方法 ②契約金額 ③払込金額 ④払込単位	●定期または数回にわたり掛金の払込みができます ●100万円以上 ●1,000円以上 ●1,000円単位
5. 支払方法	●満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息(給付補填金) ①適用金利 ②給付補填金の支払方法 ③計算方法	●固定金利 ●契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ●給付補填金は満期日以降に一括して支払います。 ●給付補填金は付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	●給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●不要です。
9. 付加できる特約事項	●普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約される場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、 ◎解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、 ◎約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
11. 金利情報の入手方法	●金利(年利回り)は店頭備え付の金利表示ボード又は、窓口へご照会ください。
12. 交通事故傷害保険 ①保険会社 ②保険種類 ③保険代理店 ④保険契約者 ⑤被保険者 ⑥特約期間 ⑦各被保険者の責任期間 ⑧保険金を支払う場合 ⑨保険金額	●三井住友海上火災保険株式会社 ●交通事故傷害保険(死亡のみ担保) ●有限会社西島総合保険事務所 ●吉備信用金庫(保険料は吉備信用金庫が負担します。) ●学資積金《すくすく》の加入契約者(保護者) ●1年(1年ごとに更新します。) ●定期積金作成日の翌日の午前0時より定期積金解約日の午後4時まで。 ●被保険者が、⑦の責任期間内に発生した交通事故または建物・乗物火災により、事故発生後180日以内に亡くなられた場合。 ●被保険者が事故にあったときの払込残高と給付契約金額との差額となります。

<p>⑩保険金受取人</p> <p>⑪免責事項</p> <p>⑫確認書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の法定相続人。 ●学資積金《すくすく》の払込が3回以上延滞し、保険契約が解除されたとき。 ●泥酔運転、無資格運転等により死亡されたとき。 ●⑧以外の理由で死亡されたとき。 ●保険期間外に発生した事故により死亡されたとき。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波により死亡されたとき。 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により死亡されたとき。 ●その他保険会社が定めた事項 ●詳しくは、交通事故傷害保険[普通保険約款・特約条項]にて確認ください。
<p>13. 苦情処理措置・紛争 解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総合口座の担保とすることができません。《ご注意ください》 ●スーパー定期積金での取り扱いとなります。 ●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ●満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)